

生活環境委員会 請願審査資料

○2年請願第18号

2030年度の温室効果ガスの削減目標の大幅引上げについて

1頁

○2年請願第19号

国に地球温暖化対策及びエネルギー対策の見直しを求めることについて

3頁

令和3年1月
環境局

2年請願第18号

2030年度の温室効果ガスの削減目標の大幅引上げについて

1 請願事項

市は、地球温暖化対策実行計画の見直しに当たって、

- (1) 2030年度の温室効果ガスの削減目標について、少なくとも50%以上の削減を目指すこと。
- (2) 特に若者や子どもたちの意見も聞きながら計画を見直すこと。

2 地球温暖化対策実行計画の位置づけ

福岡市地球温暖化対策実行計画は、福岡市環境基本計画の部門別計画であると同時に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)及び「気候変動適応法」に基づく法定計画である。

法では、地方公共団体が実行計画で定めるべき事項が示されるとともに、これを国の地球温暖化対策計画に即して定めることが求められている。

現在、国において、当該実行計画の実効性を高める観点から、法改正を含めた見直しが検討・着手されている。

<法に基づき定めることとされている事項>

- ①区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制等の施策の総合的な計画

【市域全体の計画】

- ・自然的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進に関する事項
- ・省エネ製品等の利用など市民・事業者が行う活動の促進に関する事項
- ・公共交通の利用、緑地保全など地域環境の整備に関する事項
- ・循環型社会の形成に関する事項

- ②事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画

【市役所自身の計画】

- ・計画期間、計画の目標、措置内容など

3 現行計画の削減目標と進捗状況

福岡市地球温暖化対策実行計画(平成28(2016)年)

計画期間:平成28(2016)～令和12(2030)年度

区域の温室効果ガスの排出量

	削減目標	進捗状況
	平成25(2013)年度比	平成30(2018)年度時点
中期 令和12(2030)年度	28%	29%減少
長期 令和32(2050)年度	80%をめざす	

4 計画の改定（令和2（2020）年9月議会 生活環境委員会報告）

（1）改定着手の趣旨

温室効果ガスの増加に伴う「気候危機」ともいうべき状況や、国際社会や国と連携した取り組みの必要性から、福岡市においても低炭素から脱炭素へと積極的に取り組みを進めていくこととして令和22（2040）年度温室効果ガス排出量実質ゼロをめざしたチャレンジの表明を令和2（2020）年2月に行った。その推進を図るため、現在、計画の改定作業に着手している。

（2）改定の進め方

福岡市環境審議会及び事業者、学識経験者、市民等からなる作業部会における議論を踏まえて案を作成し、生活環境委員会に報告、ご意見を伺いながら、骨子案、改定案の策定を進める。改定案作成後、パブリックコメントを行う。

5 請願に対する考え方

（1）福岡市における温室効果ガスの削減目標は、本市が掲げる令和22（2040）年度の脱炭素化に向け、現在、国において検討が進められている地球温暖化対策計画の新たな目標や実現のロードマップを踏まえながら、市民・事業者・行政が連携して取り組むにふさわしいものとなるよう検討を進めていく。

（2）計画の改定にあつては、作業部会、パブリックコメント、市政アンケート等を通じて市民意見を聴くこととしている。

来たる脱炭素社会を担う若い世代の関心を高めることは重要と認識しており、様々な場面を活用して主体的な取り組みを促進していく。

2年請願第19号

国に地球温暖化対策及びエネルギー対策の見直しを求めることについて

1 請願事項

市は国へ以下の要望をすること。

- (1) 温室効果ガスの削減目標を引き上げること。
- (2) エネルギー基本計画の改定に当たって、
 - ① 2030年度までに石炭火力発電を全廃すること。
 - ② 再生可能エネルギーの主力電源化を加速させること。

2 国の現行計画の削減目標等と進捗状況

(1) 温室効果ガス排出量

地球温暖化対策計画 平成28(2016)年

計画期間：平成28(2016)～令和12(2030)年度

	削減目標 平成25(2013)年度比	進捗状況 平成30(2018)年度時点
中期 令和12(2030)年度	26%	12%減少
長期 令和32(2050)年	80%をめざす	

(2) 電源構成

長期エネルギー需給見通し 平成27(2015)年

	あるべき姿 令和12(2030)年度	進捗状況 平成30(2018)年度時点
再生可能エネルギー	22～24%程度	17%
原子力	22～20%程度	6%
天然ガス	27%程度	38%
石炭	26%程度	32%
石油	3%程度	7%

3 国への提言

これまで指定都市市長会などの全国的な連携・枠組みを通じて、国へ提言を行っている。

(1) 指定都市市長会（令和2(2020)年7月1日）

『温室効果ガス排出のさらなる削減に向けて化石燃料への依存度を低減するためにも、再生可能エネルギーの電源構成比率について、主力電源化と言うにふさわしい野心的かつ意欲的な目標値を示すこと。』

(2) 指定都市自然エネルギー協議会（令和2(2020)年7月20日）

『自然エネルギーの電源構成比率について、IPCCによる「1.5度特別報告書」等を踏まえ、主力電源化に必要な目標値として「2030年までに少なくとも45%」を目指し、第6次エネルギー基本計画に盛り込むことなどを通じて、指定都市を含めた社会全体の取組を先導すること。』

4 国の計画改定について

国は、令和2（2020）年10月に、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現をめざすこと」を宣言した。

温室効果ガスは、その多くがエネルギーに起因して排出されることから、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画の改定を整合的に進める必要があり、令和2（2020）年9月以降、環境省と経済産業省が合同で審議会を開催し、見直しに着手している。

<国において検討されている関連事項>

○石炭火力について

- ・令和12（2030）年までの非効率な石炭火力のフェードアウトに向けた規制や誘導のあり方
- ・発電所の排ガスからの二酸化炭素回収・リサイクルにかかる技術開発，実証など

○再生可能エネルギーについて

- ・地域間連系線や基幹送電線の増強及び利用ルールの見直し
- ・事業用太陽光発電等に導入するFIP制度（※）の詳細設計，移行
※固定価格買取制度（FIT制度）に代わり，卸電力取引市場等での売電価格に基準価格との差額（プレミアム）を交付する制度
- ・洋上風力の産業競争力強化 など

5 請願に対する考え方

これまでの提言や各都市におけるゼロカーボンシティの表明も踏まえ，国においても，カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）を目指すことが表明されたところである。

既に，国において温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の改定にあたり，再生可能エネルギー主力電源化など電源構成にかかる検討等に着手されていることから，この推移を注視していく。